

計画の名称	神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画（第2期）											
計画の期間	平成31年度～令和05年度（5年間）										重点配分対象の該当	○
交付対象	神戸市											
計画の目標	大目標： 住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち 目標1 佇まいとデザインを感じながら歩くまちへ 目標2 次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまちへ 目標3 誰もが分かりやすく使いやすい交通手段が整い、歩く人が中心のまちへ											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	3,039	A	3,039	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 平成30年度	中間目標値	最終目標値 令和5年度
1	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、歩行者通行量の増加につなげる。 歩行者通行量 三宮～ウォーターフロント、三宮～新神戸のアクセスルートの歩行者通行量	8500人/12h	人/12h	10500人/12h
2	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、都心に訪問する頻度の向上につなげる。 都心訪問頻度 買い物や食事などの自由目的で都心部（概ね新神戸から三宮、元町を経て神戸・ハーバーランドまでの範囲）を訪れる頻度について、1ヶ月に2～3回程度以上と回答する割合	55%	%	62%
3	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、市街地の観光入込客数の増加につなげる。 観光入込客数 市街地の観光入込客数	1357万人/年	万人/年	1420万人/年
4	都心の外周道路の整備により、都心への通過交通の抑制につなげる。 自動車交通量 中央幹線（新生田川橋～三宮交差点）の平日自動車交通量	27600台/12h	台/12h	26800台/12h
5	コミュニティサイクルの導入により、回遊交通手段として利用者が増加する。 コミュニティサイクル利用回数 コミュニティサイクルの利用回数を導入する自転車台数と運営日数で除した数値（1年間の日平均値）	1回/台・日	回/台・日	1回/台・日

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業																						
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況			
												H31	R02	R03	R04	R05						
		一体的に実施することにより期待される効果																				
		備考																				
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	神戸市	直接	神戸市	-	-	神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画事業(第2期)	329.1ha	神戸市						3,039	11.2	-			
												小計						3,039				
											合計						3,039					

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H31	R02	R03	R04	
配分額 (a)	206	88	517	277	
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	206	88	517	277	
前年度からの繰越額 (d)	0	119	36	392	
支払済額 (e)	87	171	161	502	
翌年度繰越額 (f)	119	36	392	167	
うち未契約繰越額(g)	57	4	160	39	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	27.66	1.93	28.93	5.82	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由	関係機関との協議に時間を要したため		関係機関との協議に時間を要したため		

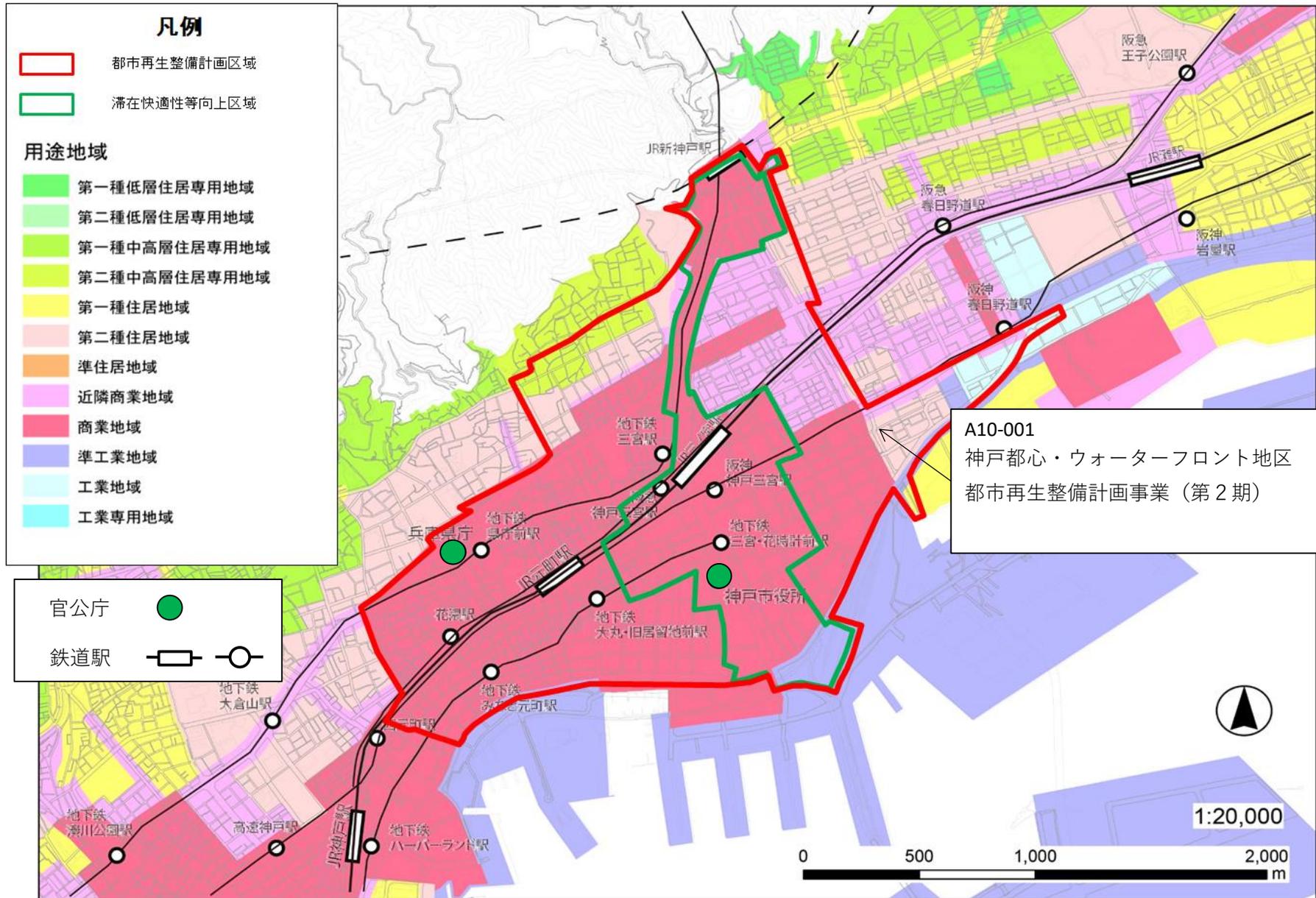
事前評価チェックシート

計画の名称： 神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画（第2期）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	神戸都心・ウォーターフロント地区都市再生整備計画（第2期）	交付対象	神戸市
計画の期間	令和1年度～令和5年度（5年間）		



都市再生整備計画(第8回変更)

神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)
こうべ としん (だい2き)

兵庫県 神戸市
ひょうご こうべし

令和6年3月

活用する交付金	確認
都市構造再編集中支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input checked="" type="checkbox"/>

目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	兵庫県	市町村名	神戸市	地区名	神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)	面積	329.1 ha
計画期間	令和 1 年度 ~ 令和 5 年度	交付期間	令和 1 年度 ~ 令和 5 年度				

目標

- 大目標: 住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち
- 目標1 佇まいとデザインを感じながら歩くまちへ
- 目標2 次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまちへ
- 目標3 誰もが分かりやすく使いやすい交通手段が整い、歩く人が中心のまちへ

目標設定の根拠

都市全体の再編方針

本市では、50年先も心地よく健やかに住み続けられるまちをめざし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」 「様々な分野との連携」といった観点で取り組みを進める。

■コンパクト・プラス・ネットワーク

- ・人口減少や多様なライフスタイルに対応した都市計画制度等の適切な運用をすべく、原則として住宅開発等による市街化区域の拡大を抑制し、良好な既存ストックを有効に活用する。
- ・広域型都市機能の維持・充実・強化として、広い範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を、都市の中心となる拠点や生活の中心となる拠点に誘導する。
- ・便利で快適・効率的な人と物の移動環境の確保として、市域を越える広域交通ネットワークと連携を図りながら、総合的な交通環境の形成をめざし、鉄道やバスなどの公共交通を中心とした交通ネットワークの維持・形成を推進する。

■様々な分野との連携

- ・都市計画だけでなく住宅、公共施設、医療・福祉、子育て、教育などまちづくりに関する様々な分野と連携を図りながら施策を推進する。
- ・市街化区域においては、地域の課題に応じて「生活関連サービスの確保」「良好な地域コミュニティの維持」「安定した雇用の創出・子育て環境の向上」など関連する施策を推進する。
- ・市街化調整区域においては市街化区域と「連携」しながら施策を推進し、防災上課題のある箇所についても市民の命を守るための施策に取り組む。

まちづくりの経緯及び現況

- 神戸市では、「新・神戸市基本構想」(平成5年9月策定)の実現に向け、「神戸づくりの指針」(平成23年2月策定)において、長期的な神戸づくりの方向性を示している。また、本指針の実行計画である「神戸2020ビジョン」(平成28年3月策定)においては、「若者に選ばれるまち+誰もが活躍するまち」というテーマを設定し、デザイン都市・神戸の玄関口である三宮周辺地区については、民間活力の導入を図りながら、都心における景観の高質化や回遊性の向上、交通結節機能の強化を図り、魅力的で風格ある都市空間の構築に向けて取り組みを進めている。
- 「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」および「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」(平成27年9月策定)を踏まえ、神戸の象徴となる新しい駅前空間「えき+まち空間」とその骨格を成す公共空間である「三宮クロススクエア」の実現を目指した取り組みを進めている。
- 「神戸市総合交通計画」(平成25年9月策定)および「神戸市地域公共交通網形成計画」(平成29年3月)においては、歩行環境の向上・都心における自動車交通のマネジメント・公共交通など多様な交通手段の確保により、人と公共交通優先の空間の実現を図るほか、神戸の玄関口となる三宮・新神戸駅等の広域交通結節点の機能向上及び接続強化など都心におけるまちづくりと合わせた交通環境整備や交通手段の充実を進めている。
- 新神戸駅は平成16年に花壇広場およびタクシー乗り場の再整備を行ったが、現在、地下鉄乗り換えや周辺エリアへの動線、バス乗り場の分散、駅前広場の土地活用方法等に課題がある。これらの機能面での向上に加え、来街者が神戸らしさを感じられる、神戸の玄関口としての設えに整備する必要がある。
- 平成26年度に行われた「デザイン都市・神戸」創造会議において、東遊園地を活性化し中心市街地の魅力を高める拠点とすべきとの方向性が提示され、平成27年度から新たににぎわい創出に向け、グラウンドの芝生化やにぎわい創出事業などの社会実験に取り組むとともに、東遊園地再整備の検討を進めている。

課題

- 三宮周辺地区における課題
 - 「駅から周辺のまちへのつながりが弱い」: 駅からまちへのつながりが悪く南北の移動が不便・徒歩圏内の魅力的なエリアへの回遊性が低い
 - 「広場など人のための空間が少ない」: 日常的なにぎわい空間やイベント等ができる広場が不足・まちなかの休憩スペース、駅周辺の防災拠点となる空間がない
 - 「玄関口にふさわしい特色ある景観がない」: まちのシンボルがない・駅周辺に神戸らしい高質な緑がない・シンボル軸としてのフラワーロードの魅力が弱い
 - 「駅前広場の交通結節機能が弱い」: バス乗り場が分散・駅周辺の違法駐輪が多い・バスと歩行者の交錯による安全面の懸念
 - 「乗り換え動線がわかりにくい」: 鉄道間の乗り換え動線がわかりにくい・案内サインがわかりにくく統一感がない
- 都心・ウォーターフロント地区における課題
 - ・眺望や街並み景観を活かしながら、まちの回遊性を高める必要がある
 - ・既存の公共交通機関のつながりの改良や、新たな移動需要に対応する交通手段を導入する必要がある
 - ・都心への通過交通の流入抑制を図る必要がある
 - ・歩いて楽しむまちとしての魅力に乏しい

将来ビジョン(中長期)

- 新・神戸市基本構想:「ともに築く人間尊重のまち」「福祉の心が通う生活充実のまち」「魅力が息づく快適環境のまち」「国際性にあふれる文化交流のまち」「次代を支える経済躍動のまち」の5つの都市像が相互の連携を図りつつ、総合的なまちづくりを進めることで、「世界とふれあう市民創造都市」を実現する。
- 神戸づくりの指針:神戸のもつ特性を活かしてその魅力に磨きをかけ、神戸のにぎわいや活力の創造を先導し、神戸の魅力を世界に発信する。
都心及びウォーターフロント地区では、港の間近に六甲山系を有する神戸固有の恵まれた自然条件を活かした「デザイン都市」を具現化する市民が世界に誇れる都心・ウォーターフロント「港都 神戸」の創生を図る。
- 『港都 神戸』ランドデザイン～都心・ウォーターフロントの将来構想～:市民や来街者などあらゆる人が歩いて楽しいと感じる都心・ウォーターフロントを形成するため、都心とウォーターフロントの空間的な一体感や連続性の向上を図り、眺望路として、あるいは眺望点やオープンスペースなどをつなぐアクセス路として、“人”中心の回遊ネットワークを構築する。
- 神戸市総合交通交通計画:都心・ウォーターフロントでは、「自動車」中心から、「人」中心とした交通環境に再構築し、まち全体の回遊性を向上するなど、交通面からもまちの魅力・活力を高めていくため、地域・事業者・行政が一体となって、「歩行環境の向上」「自動車交通のマネジメント」「公共交通など多様な交通手段の確保」の3つの取組み方針に基づき、各種交通施策を、総合的かつ戦略的に推進していく。
- 神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]:都心の将来像を表現する3つの柱を「1.心地良いデザイン」「2.出会い、イノベーション、そして文化」「3.しなやかで強いインフラ」としている。
また、都心に備える軸として「景観:あちこちで神戸を感じられるまちへ(佇まいとデザインを感じながら 歩くまちへ)」「にぎわい:次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまちへ」「交通:誰もが使いやすい交通手段が整い、歩く人が中心のまちへ」等を掲げている。
- 三宮周辺地区の『再整備基本構想』:まちづくりの5つの方針として、「1:歩くことが楽しく巡りたくなるまちへ」「2:誰にでもわかりやすい交通結節点へ」「3:いつ来てもときめく出会いと発見を」「4:人を惹きつけ心に残るまちへ」「5:地域がまちを成長させる」を定めている。

都市構造再編集集中支援事業の計画

都市機能配置の考え方

- ・都心においては、文化・経済が持続的かつグローバルに発展し、世界に貢献する未来創造都市のリーディングエリアを形成し、市内だけでなく市外からの来街者なども広く対象とした、商業・業務、文化・交流、行政機能などあらゆる機能の強化を図る。また、企業・研究機関・大学の知的人材が国内外から集積・交流する知識創造の場を形成する。
- ・多くの駅が集積し、面的に広がる六甲山系南側の既成市街地においては、商業・業務、文化・教育・観光機能など様々な機能の維持・充実を図る。
- ・郊外の拠点においては、商業・業務、文化機能や交通結節機能、隣接市など広域を対象としたターミナル機能などの維持・充実を図る。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方

神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)には、市役所や区役所といった行政機能やホールや図書館といった文化・交流を図る誘導施設、百貨店・商業施設やオフィスビル等、都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設が集積されている。また、アクセス機能の向上、まちの回遊性の向上、まちのにぎわいづくりに取り組み、神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)の各施設に行き来する方々にとって魅力的なまちとなるよう努める。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

一体型滞在快適性等向上事業の計画

【滞在快適性等向上区域の考え方】

神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]や三宮周辺地区の『再整備基本構想』で掲げるまちを目指すべく、三宮駅周辺エリア及び新神戸～三宮駅周辺～ウォーターフロントをつなぐエリアの一部を滞在快適性等向上区域に位置付け、官民が連携して居心地の良い歩きたくなる空間の創出を図る。

【滞在快適性等向上区域での取り組み】

阪急神戸三宮駅の北側エリアにおいて、市と民間事業者が一体となって「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す。さんきたアモーレ広場やサンキタ通りでは、都市構造再編集集中支援事業で市が歩行者優先の空間に再整備を行う。隣接する阪急西口公開空地では、サンキタ通りとあわせて「公共空間」として捉え、官民連携によって魅力ある空間の整備と歩行者等にくつろぎの場を提供する「一体型滞在快適性等向上事業」を実施する。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
歩行者通行量	人/12h	三宮～ウォーターフロント、三宮～新神戸のアクセスルート の歩行者通行量	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、歩行者通行量の増加につなげる。	8,500	H30年度	10,500	R5年度
都心訪問頻度	%	買い物や食事などの自由目的で都心部(概ね新神戸から三宮、元町を経て神戸・ハーバーランドまでの範囲)を訪れる頻度について、1ヶ月に2～3回程度以上と回答する割合	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、都心に訪問する頻度の向上につなげる。	55	H30年度	62	R5年度
観光入込客数	万人/年	市街地の観光入込客数	新たな魅力あるにぎわい空間を創出することで、歩行者の回遊性を高め、市街地の観光入込客数の増加につなげる。	1,357	H30年度	1,420	R5年度
自動車交通量	台/12h	中央幹線(新生田川橋～三宮交差点)の平日自動車交通量	都心の外周道路の整備により、都心への通過交通の抑制につなげる。	27,600	H30年度	26,800	R5年度
コミュニティサイクル利用回数	回/台・日	コミュニティサイクルの利用回数を導入する自転車台数と運営日数で除した数値(1年間の日平均値)	コミュニティサイクルの導入により、回遊交通手段として利用者が増加する。	1.5	H30年度	1.6	R5年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【歩行環境の向上及び憩いとにぎわいの空間整備によるまちの魅力向上】 歩行者中心の空間を創出し、三宮および周辺のまちの魅力を向上するため、 ・道路空間の再配分等による歩行者動線の強化を図る。 ・憩いとにぎわい創出に資するたまり空間を整備する。</p>	<p>【基幹事業】 (道路)税関前交差点歩道橋整備 (道路)新神戸停車場線整備 (道路)神戸明石線整備 (道路)無電柱化(葦合南23・29号線) (道路)税関線等周辺整備(※まちなかウォーク推進事業) (道路)三宮駅地下線 (道路)葦合南146号線 (道路)葦合南54号線(※まちなかウォーク推進事業) (公園)東遊園地の再整備(※まちなかウォーク推進事業) (公園)磯上公園の再整備(※まちなかウォーク推進事業) (公園)生田川公園整備 (高質空間形成施設)三宮中央通地下通路美装化 (高質空間形成施設)鯉川筋歩行者空間向上 (高質空間形成施設)若菜神戸駅線(サンキョ通)歩行者空間整備 (高質空間形成施設)光のミュージアム(加納町3丁目・新神戸) (高質空間形成施設)エスカレーター設置(三宮中央歩道橋・三宮東歩道橋) (高質空間形成施設)磯上公園周辺道路整備(※まちなかウォーク推進事業) (高質空間形成施設)三宮駐車場地下通路 (高質空間形成施設)神戸明石線等(※まちなかウォーク推進事業) (地域生活基盤施設)さんきたアモール広場の再整備 (地域生活基盤施設)阪急神戸三宮駅西口公開空地の再整備 (地域生活基盤施設)三宮駅周辺歩行者デッキ (高次都市施設)中央区の新たな文化施設(地域交流センター) (高次都市施設)みなとのもり公園拠点施設(テレワーク拠点施設) (滞在環境整備事業)「えき・まち空間」における空間デザイン検討(※まちなかウォーク推進事業) (滞在環境整備事業)税関線等デザインに関する検討(※まちなかウォーク推進事業) (滞在環境整備事業)異常高温対策に関する社会実験(※まちなかウォーク推進事業) (滞在環境整備事業)異常高温対策のための施設整備(※まちなかウォーク推進事業) (滞在環境整備事業)新型モビリティ活用実証実験(※まちなかウォーク推進事業) (エリア価値向上整備事業)「えき・まち空間」における公共空間を活用したにぎわいづくりの社会実験</p> <p>【提案事業】 (事業活用調査)神戸明石線整備事業効果分析調査 (事業活用調査)鯉川筋整備事業効果分析調査 (事業活用調査)三宮クロススクエアの空間創出に向けた社会実験(※まちなかウォーク推進事業) (地域創造支援事業)大型ビジョン設置 (地域創造支援事業)ビジョン設置</p> <p>【関連事業】 (仮称)市役所本庁舎2号館再整備 事業 (仮称)新中央区総合庁舎整備事業(中央区の新たな文化施設を除く) 三宮駅周辺歩行者デッキ</p> <p>【道路占用特例】 オープンカフェ</p> <p>【一休型滞在快適性等向上事業】 公共施設と一体となった広場空間の再整備(阪急神戸三宮駅西口)</p>
<p>【歩行者中心の道路空間の構築に向けた自動車交通マネジメント】 ・交差点改良等による道路の交通処理機能の強化や都心の通過交通の外周の幹線道路等への誘導により、都心を通過する交通の円滑な処理を図る。 ・駅前広場の拡充や交通規制の見直しや車線減少による通過交通の流入規制・混雑緩和等を図る。 ・自動車交通から公共交通への転換を図る。</p>	<p>【基幹事業】 (道路)生田川右岸線整備 (道路)山麓線整備 (道路)市道梅香浜辺通臨浜線 (道路)葦合南146号線 (地域生活基盤施設)新神戸駅前広場整備(広場・駐車場・自転車駐車場) (高質空間形成施設)エスカレーター設置(三宮中央歩道橋・三宮東歩道橋) (地域生活基盤施設)三宮クロススクエア段階整備(広場)(※まちなかウォーク推進事業) (事業活用調査)三宮クロススクエア周辺のバス整理(※まちなかウォーク推進事業) (事業活用調査)市道梅香浜辺通臨浜線整備事業効果分析調査</p> <p>【道路占用特例】 コミュニティサイクルポート</p>
<p>【歩行者の回遊性向上に資する公共交通など多様な交通手段の確保】 ・通勤バスやコミュニティサイクル等の多様な交通手段の確保を図る。 ・公共交通の乗り換え利便性の向上を図る。 ・自動車交通から公共交通への転換を図る。</p>	<p>【基幹事業】 (地域生活基盤施設)新神戸駅前広場整備(広場・駐車場・自転車駐車場)</p> <p>【関連事業】 新交通三宮駅改良事業 雲井通6丁目市街地再開発事業</p> <p>【道路占用特例】 コミュニティサイクルポート</p>
<p>その他</p>	

市町村決定計画及び市町村施行国道等事業に関する事項

様式(1)-⑤

※該当がない場合は本シートをつける必要はない

市町村決定計画

都市施設及び市街地 開発事業の種類	決定/変更	名称	その他必要な事項	変更の概要	都市再生整備計画の 公告(予定)年月日	都市計画の決定又は 変更の期限

市町村施行国道等事業

道路の種類	路線名	新設又は改築の内容
一般国道	国道2号線	税関前交差点歩道橋の改良に伴う改築
一般国道	国道2号線	三宮東歩道橋のエスカレーター設置に関する改築
一般国道	国道2号線	市道梅香浜辺通脇浜線改良に伴う改築

【記入要領】

- ・本シートは、都市再生特別措置法の規定に基づき、都道府県が決定する都市計画や国道・都道府県道に関する事業を都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施を行う場合に記載。それ以外の場合は、本シートをつける必要はない。
- ・必要な場合は適宜行を追加すること。
- ・「都市施設及び市街地開発事業の種類」欄及び「名称」欄は、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「決定/変更」欄は、市町村が新たに都市計画決定しようとする場合は“決定”と、都道府県が既に定めた都市計画を市町村が変更しようとする場合は“変更”と記入すること。
- ・「その他必要な事項」欄は、道路の場合は種別、延長、幅員、車線の数について、公園の場合は種別、面積について、緑地、広場の場合は面積について、河川の場合は延長、幅員について、市街地開発事業の場合は施行区域の面積について、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「変更の概要」欄は、「決定/変更」欄に“変更”と記入したものについて、差し支えない範囲において変更の概要を記入すること。
- ・「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄及び「都市計画の決定又は変更の期限」欄には、年月日を記入すること。なお、「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄に公告予定日を記入する場合は()書きとすること。
- ・「道路の種類」欄は、“一般国道”か“都道府県道”のいずれかを記入すること。
- ・路線名は、例えば“国道〇〇号線”、“〇.〇.〇〇〇〇線”などと記入すること。
- ・「新築又は改築の内容」欄は、“電線類の地中化”、“歩道の拡幅に関する改築”等、新設又は改築の具体的内容を記入すること。

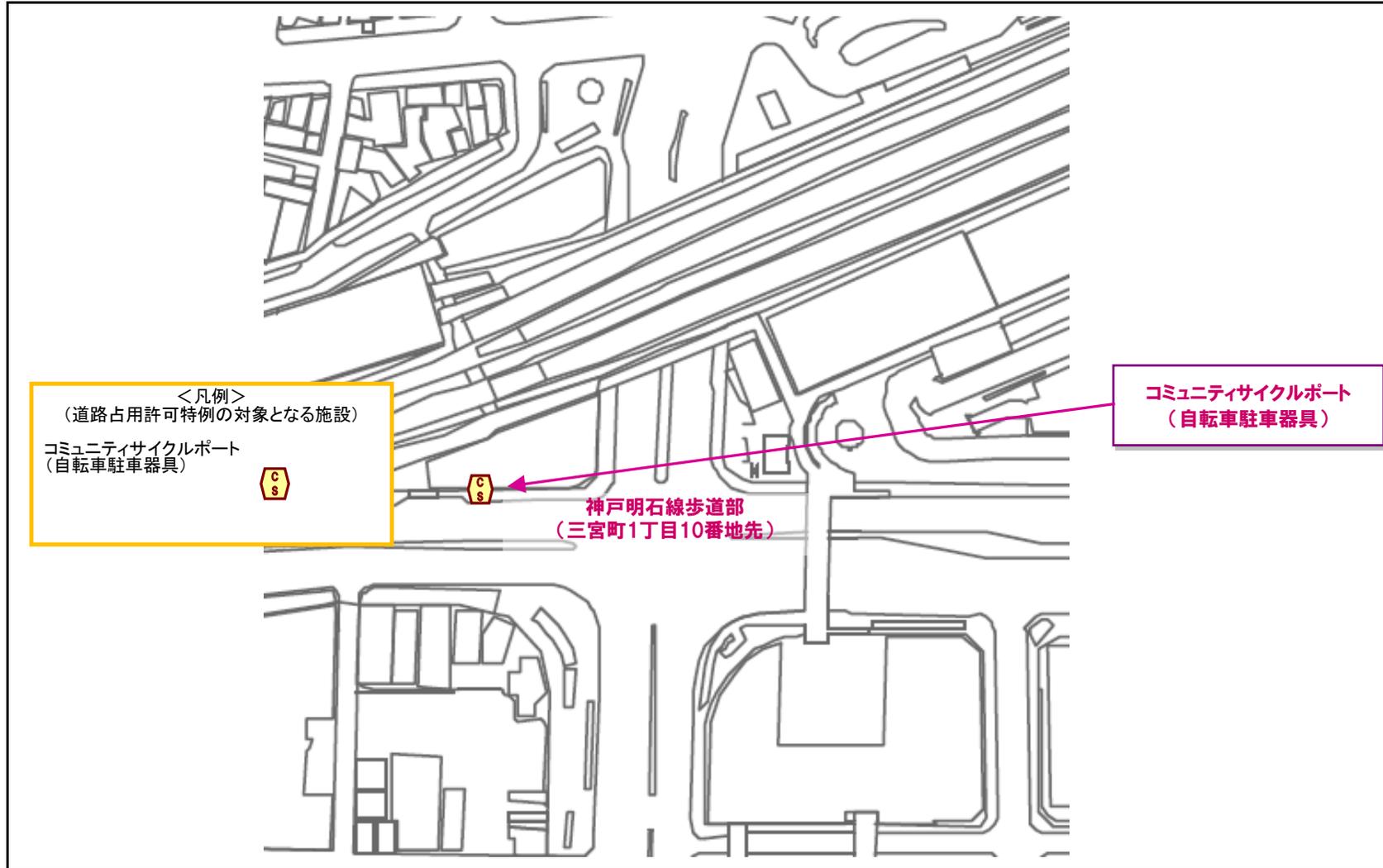
制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画			
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1 コミュニティサイクルポート(自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの)	路線名 ①神戸明石線歩道部 (三宮町1丁目10番地先) ②神戸明石線歩道部 (元町通1丁目35番) ③神戸明石線歩道部 (三宮町1丁目7番28地先) ④若菜神戸駅線歩道部 (布引町4丁目2番3号地先) ⑤六甲道三宮線歩道部 (旭通4丁目1番10号地先)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティサイクルポート周辺の歩道上をこまめに清掃する。 ・コミュニティサイクルポート周辺の歩道上に違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底するとともに、貸出自転車があふれないよう適宜再配置を行う。
	2 オープンカフェ(テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等)	三宮プラッツ (三宮町1丁目1番地先)	施設設置箇所周辺をこまめに清掃する。
	3		
	4		
	5		

制度別詳細1-1-①-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細1-2-①-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

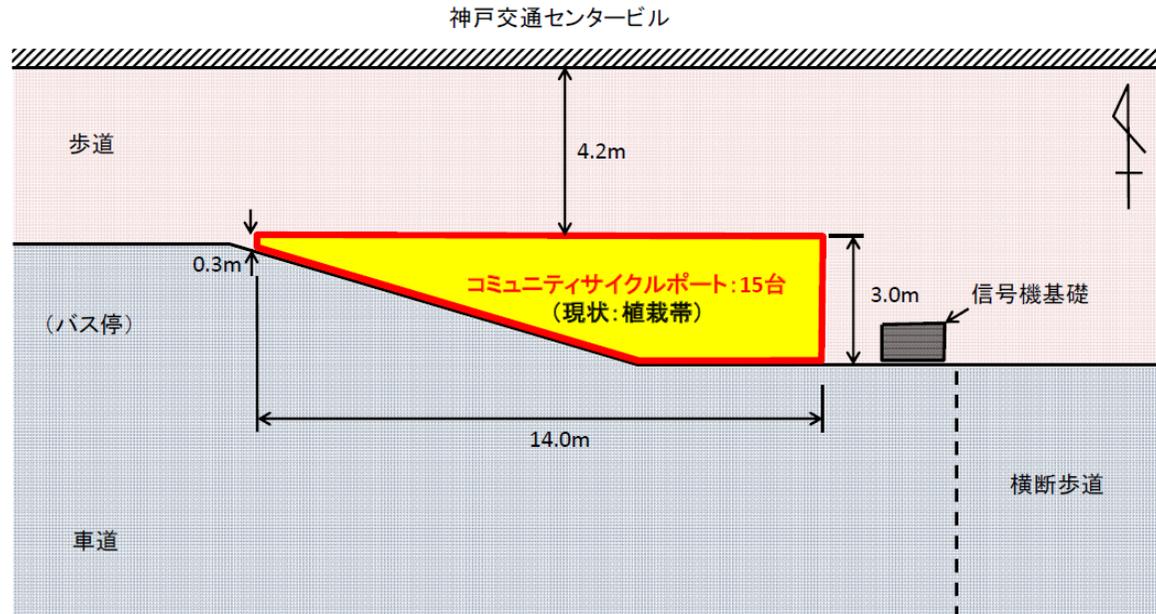
神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目10番地先)

現況写真



<凡例>

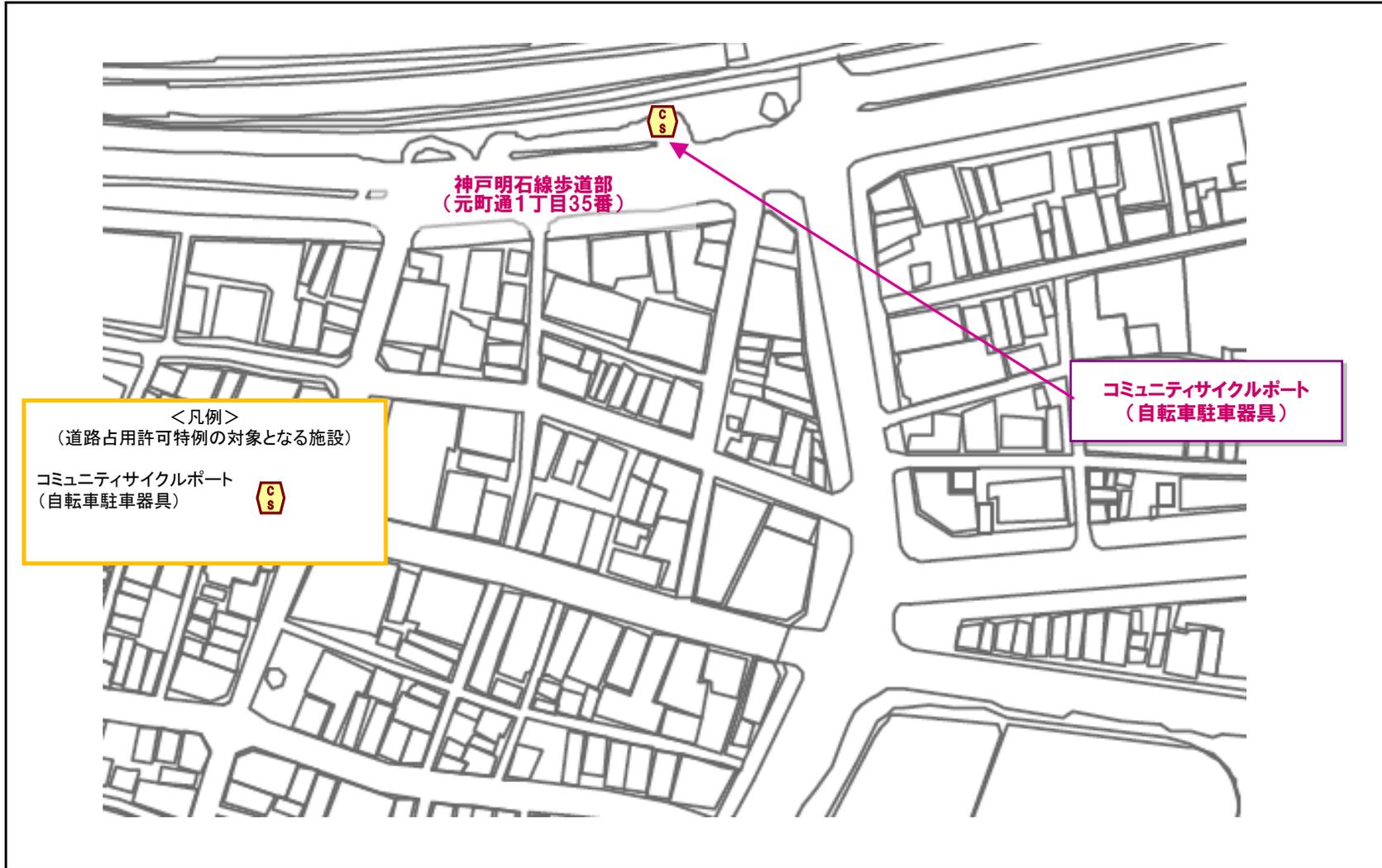
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細1-1-①-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細1-2-①-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

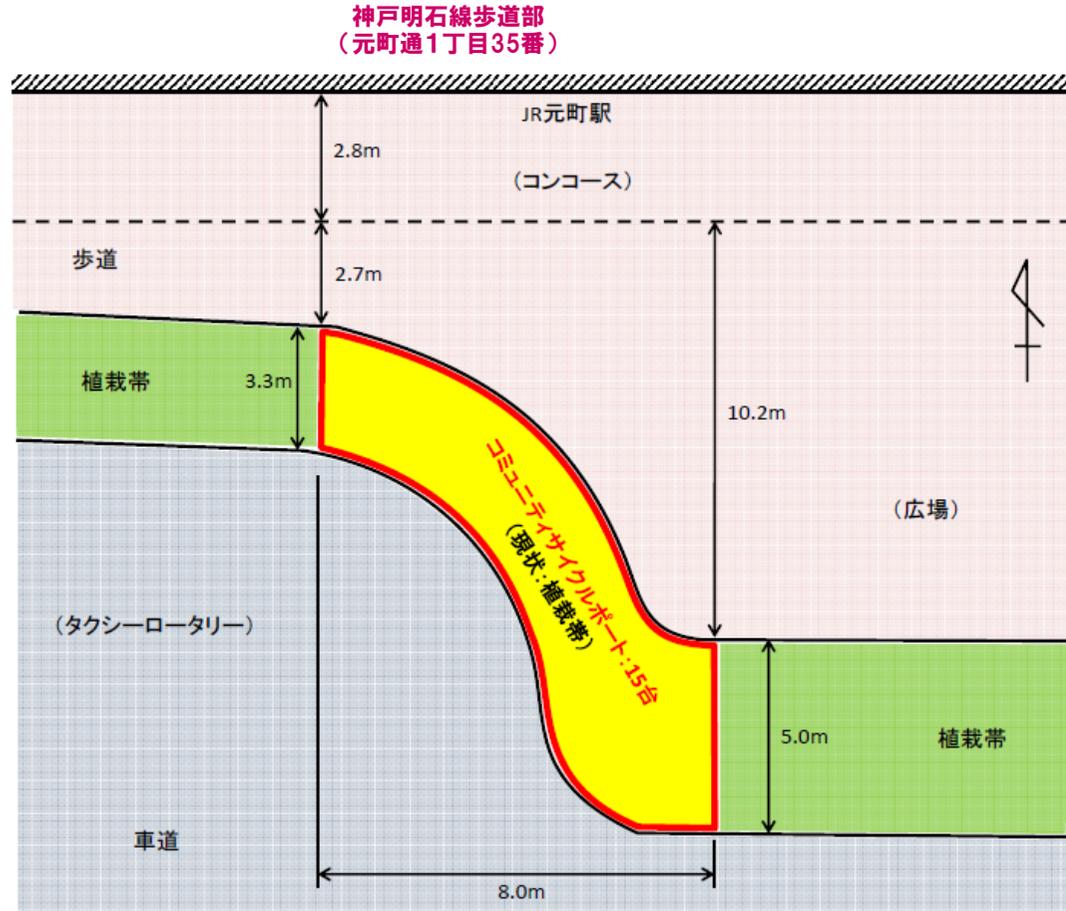
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真



<凡例>

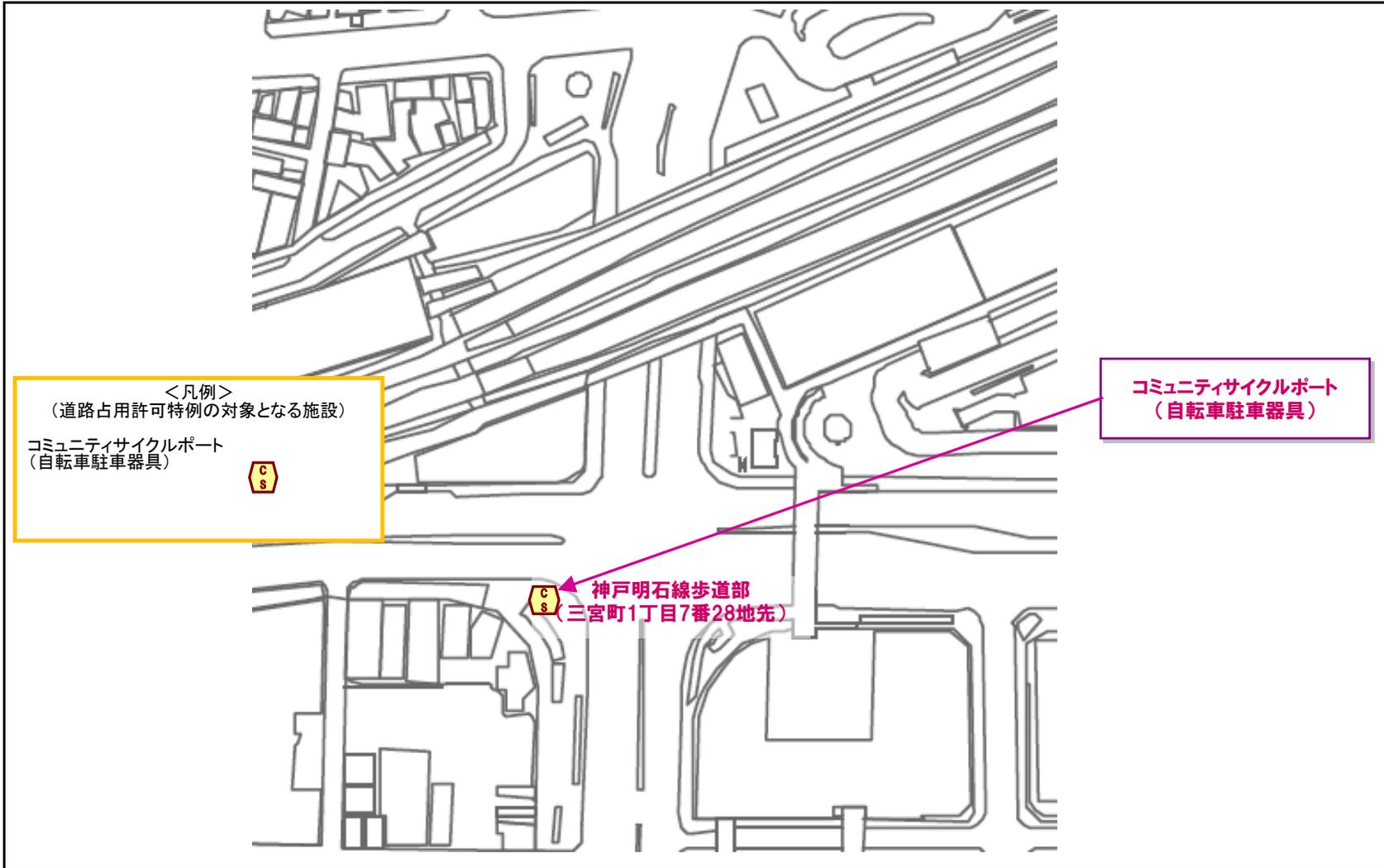
 道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細1-1-①-③(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)



神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目7番28地先)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

制度別詳細1-2-①-③(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

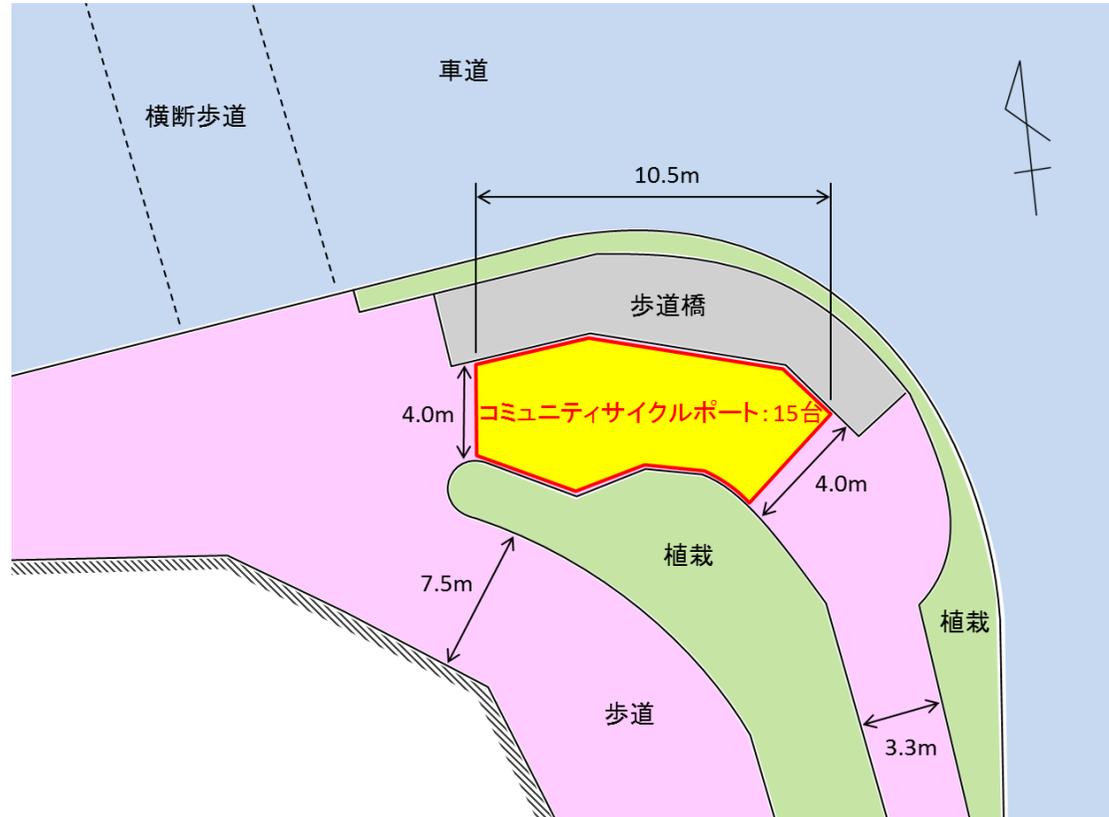
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

現況写真



神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目7番28地先)



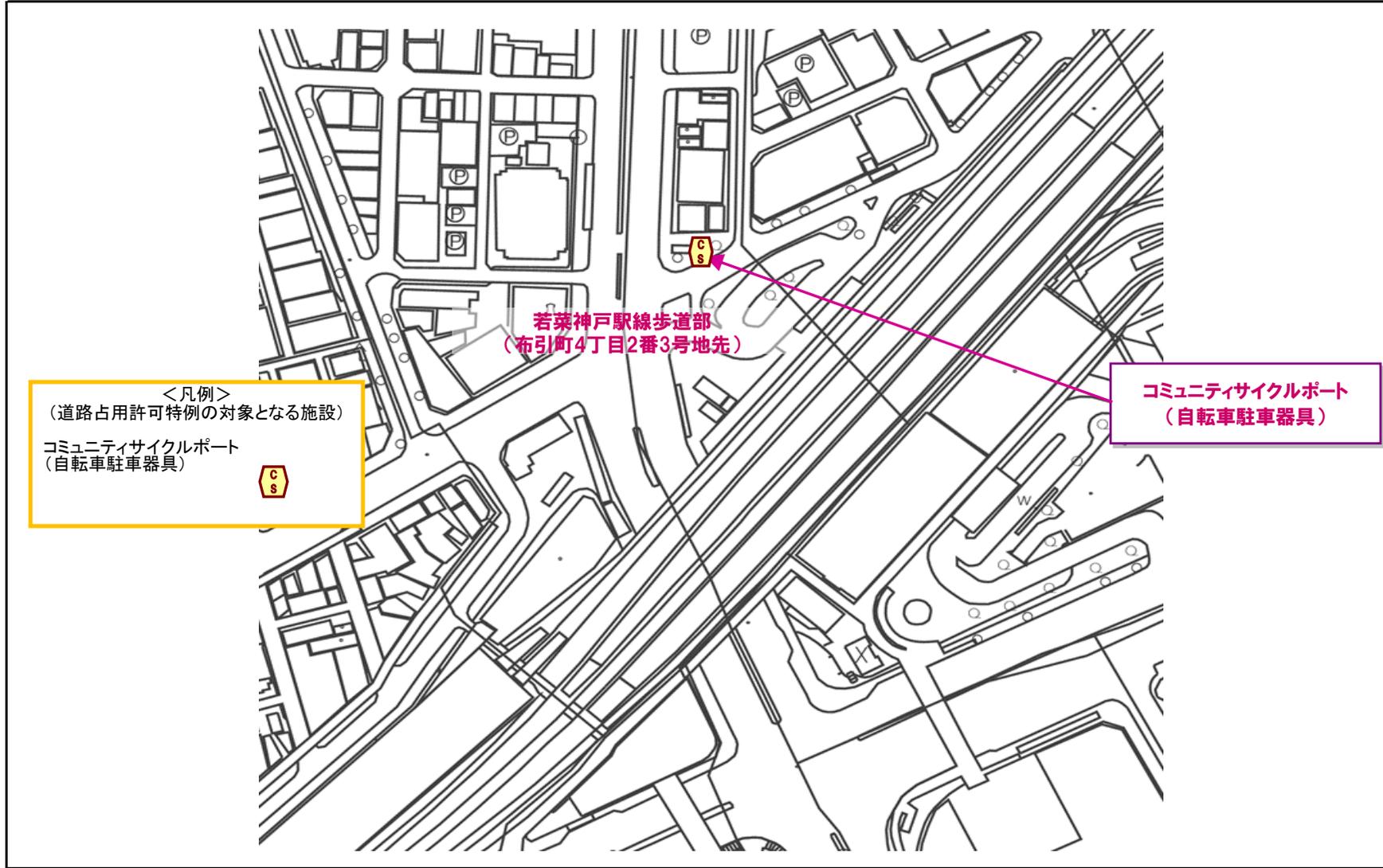
<凡例>

道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

制度別詳細1-1-①-④(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

若菜神戸駅線歩道部
(布引町4丁目2番3号地先)

制度別詳細1-2-①-④(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート (自転車駐車器具)

現況写真

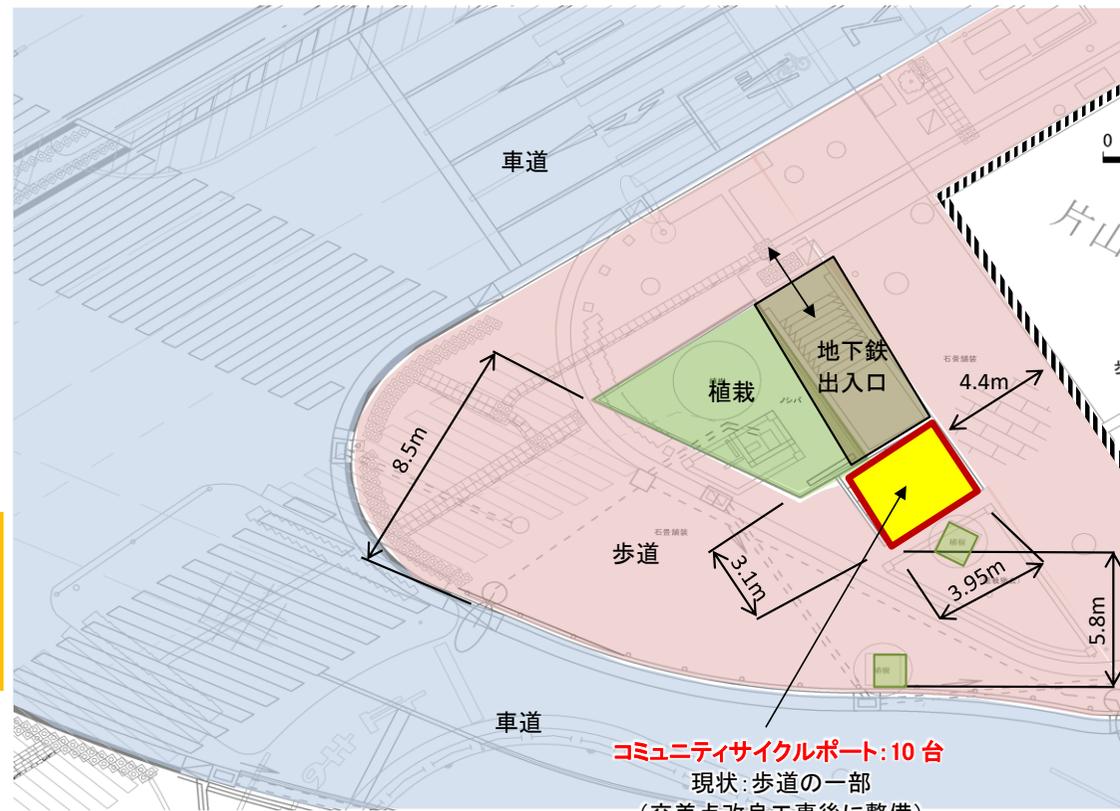


<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

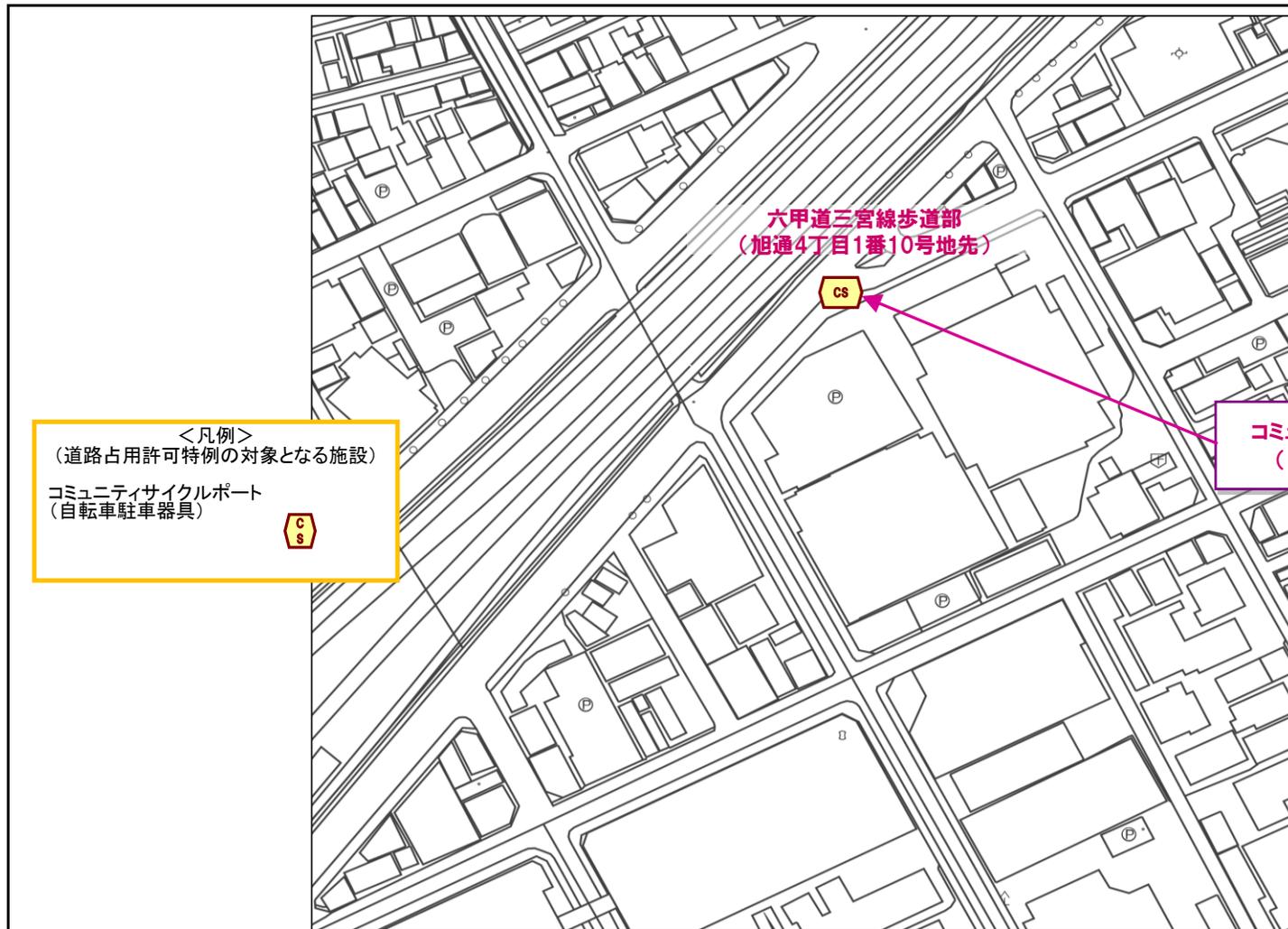
若菜神戸駅線歩道部 (布引町4丁目2番3号地先)



制度別詳細1-1-①-⑤(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)
コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)



コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

制度別詳細1-2-①-⑤(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

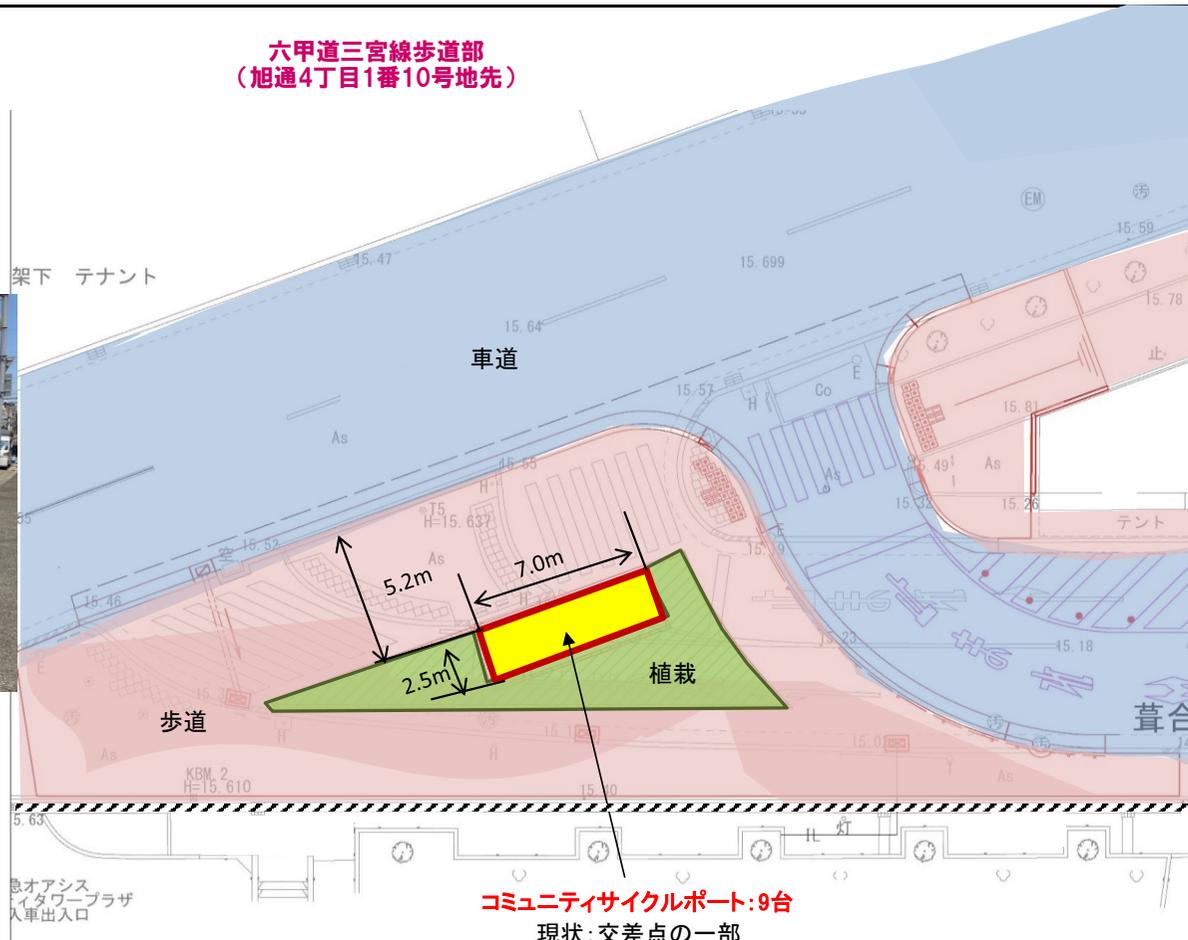
現況写真



<凡例>

道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

六甲道三宮線歩道部
(旭通4丁目1番10号地先)



コミュニティサイクルポート:9台

現状:交差点の一部
(交差点改良工事後に整備)

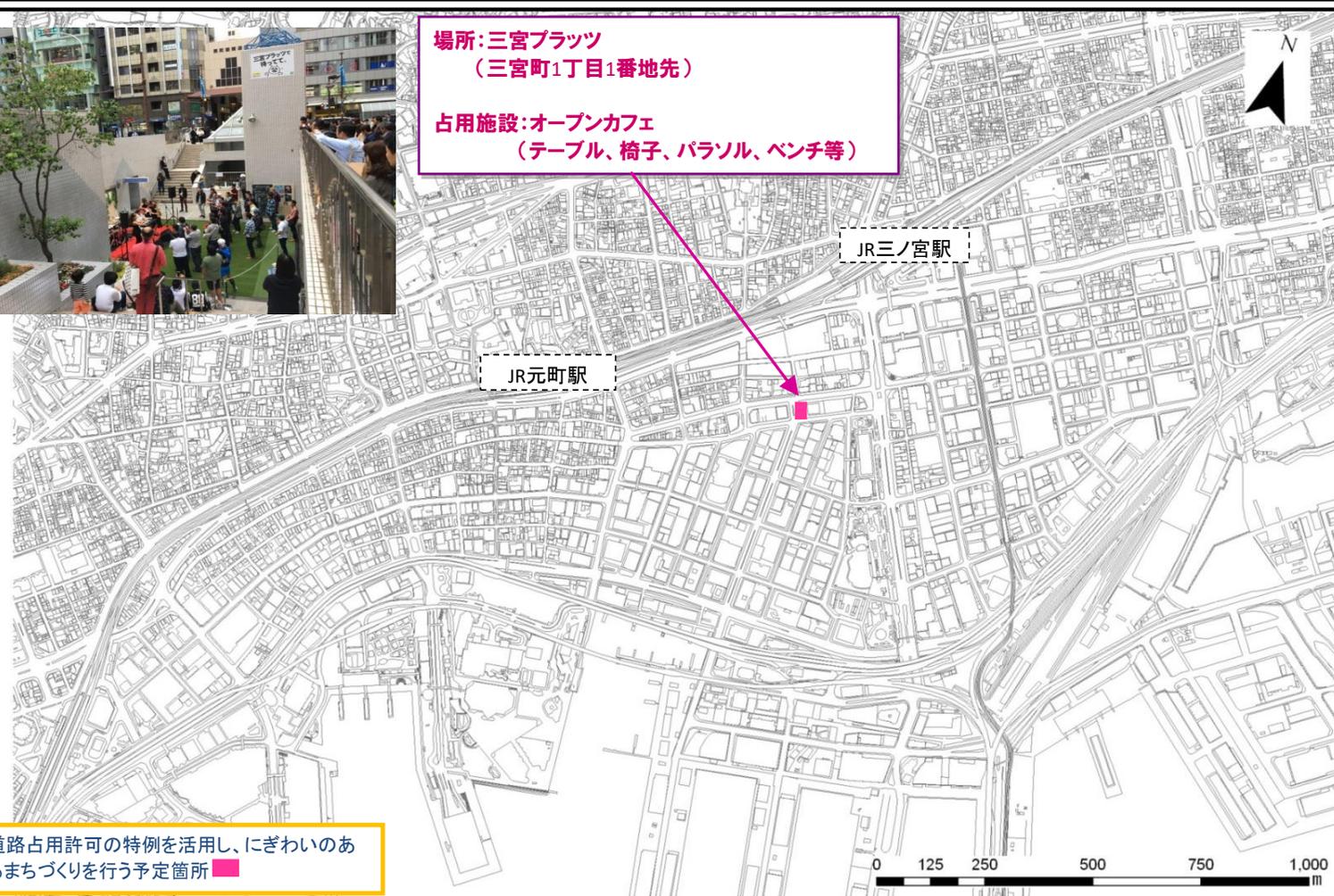
制度別詳細1-1-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



**場所:三宮プラッツ
(三宮町1丁目1番地先)**
**占用施設:オープンカフェ
(テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等)**



道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあ
るまちづくりを行う予定箇所 ■

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

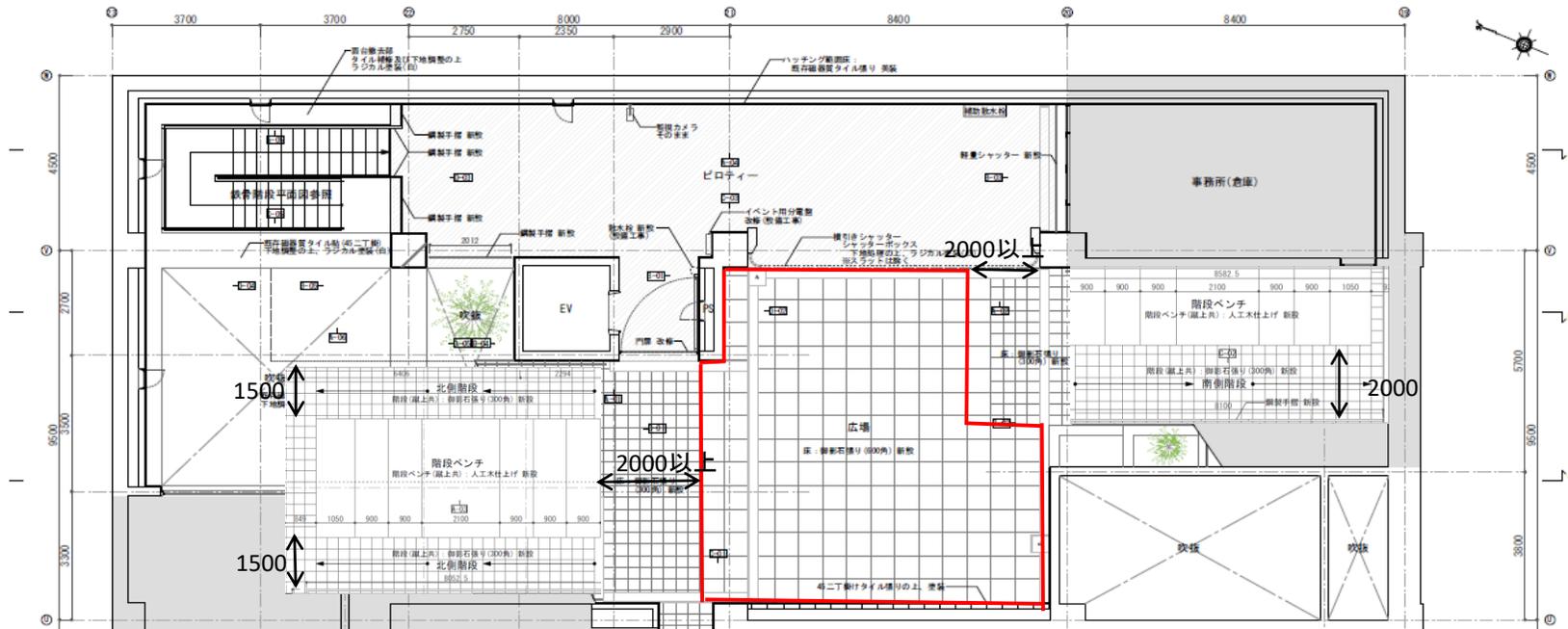
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

オープンカフェ
(テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等)

< 凡例 >

 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

(mm)



三宮プラッツ(三宮町1丁目1番地先)

制度別詳細7(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】				
制度の活用計画				
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
1	公共施設と一体となった広場空間の再整備(阪急神戸三宮駅西口)	R2~R5	阪急電鉄株式会社	サンキタ通りの歩道に隣接する民地の広場を歩道と同様の舗装に打ち換え、一体的な空間へ再整備する。 設置する滞在者等快適性向上施設 ・舗装材約291㎡ ・柱面の化粧材約114㎡
2				
3				
4				
関連する市町村実施事業				
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	若菜神戸駅線(サンキタ通り)の再整備	R1~R2	神戸市	滞在快適性等向上区域内の市道であるサンキタ通りを、隣接するさんきたアモーレ広場や阪急神戸三宮駅西口と一体的なデザインの歩行者優先道路に再整備する。
2	さんきたアモーレ広場の再整備	R2	神戸市	滞在快適性等向上区域内のさんきたアモーレ広場を、サンキタ通りと一体的なデザインの広場空間に再整備する。

制度別詳細7-1(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

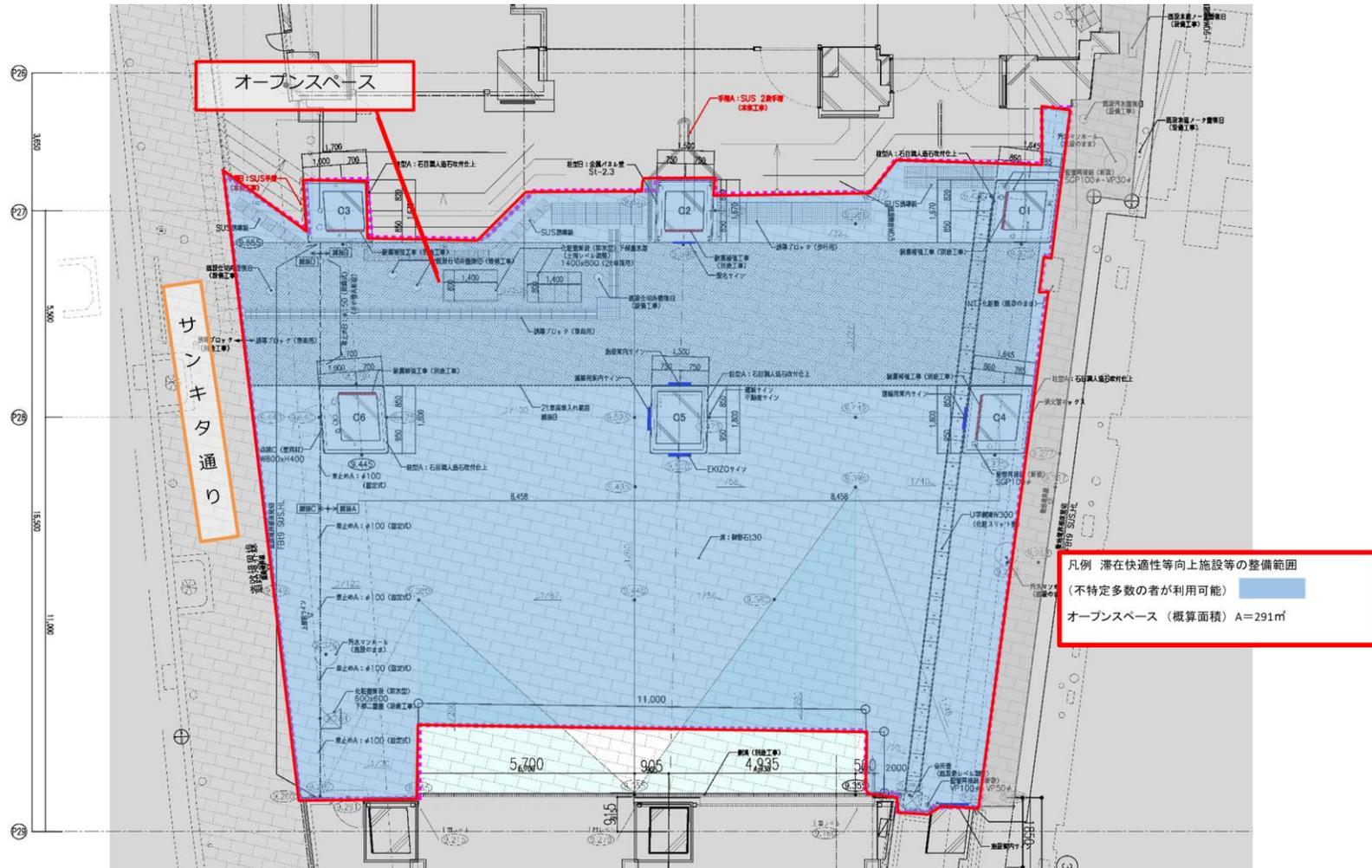


制度別詳細7-2-①(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

敷地平面図(土地・償却資産)



神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(兵庫県神戸市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	大目標: 住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち	代表的な指標	歩行者通行量 (人/12h)	8,500 (H30年度)	→	10,500 (R5年度)
	目標1 佇まいとデザインを感じながら歩くまちへ		都心訪問頻度 (%)	55 (H30年度)	→	62 (R5年度)
	目標2 次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまちへ		観光入込客数 (万人/年)	1,357 (H30年度)	→	1,420 (R5年度)
	目標3 誰もが分かりやすく使いやすい交通手段が整い、歩く人が中心のまちへ		自動車交通量 (台/12h)	27,600 (H30年度)	→	26,800 (R5年度)
			コミュニティサイクル利用回数 (回/台・日)	1.5 (H30年度)	→	1.6 (R5年度)



神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(兵庫県神戸市) 整備方針概要図(都市構造再編集集中支援事業)

目標	大目標: 住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち	代表的な指標	歩行者通行量 (人/12h)	8,500 (H30年度)	→	10,500 (R5年度)
	目標1 佇まいとデザインを感じながら歩くまちへ		都心訪問頻度 (%)	55 (H30年度)	→	62 (R5年度)
	目標2 次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまちへ		観光入込客数 (万人/年)	1,357 (H30年度)	→	1,420 (R5年度)
	目標3 誰もが分かりやすく使いやすい交通手段が整い、歩く人が中心のまちへ		自動車交通量 (台/12h)	27,600 (H30年度)	→	26,800 (R5年度)
			コミュニティサイクル利用回数 (回/台・日)	1.5 (H30年度)	→	1.6 (R5年度)



神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(兵庫県神戸市) 整備方針概要図(まちなかウォークラブル推進事業) 96.7ha

目標	大目標: 住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、継続的に発展するまち	歩行者通行量 (人/12h)	8,500 (H30年度)	→	10,500 (R5年度)
	目標1 佇まいとデザインを感じながら歩くまちへ	都心訪問頻度 (%)	55 (H30年度)	→	62 (R5年度)
	目標2 次々と新しい人が訪れ、新たな出会いが生まれるまちへ	観光入込客数 (万人/年)	1,357 (H30年度)	→	1,420 (R5年度)
	目標3 誰もが分かりやすく使いやすい交通手段が整い、歩く人が中心のまちへ	自動車交通量 (台/12h)	27,600 (H30年度)	→	26,800 (R5年度)
		コミュニティサイクル利用回数 (回/台・日)	1.5 (H30年度)	→	1.6 (R5年度)



都市構造再編集集中支援事業事前評価シート

計画の名称:神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期) 事業主体名: 神戸市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1)まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1)地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2)まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4)指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1)まちづくりに向けた機運がある。	○
2)住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3)継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2)交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3)計画について住民等との間で合意が形成されている。	○